

鎌倉市農業委員会 令和 6 年度 第 6 回総会 次第	
日 時	令和 6 年 (2024 年) 9 月 27 日 (金) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、8 番 二之宮智和、 9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、11 番 郷原均、 12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 12 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員
欠席委員	7 番 和田委員
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。7 番 和田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、6 番 落合委員、8 番 二之宮委員 にお願いします。 次回の現況証明委員については、3 番 小島委員、4 番 小泉委員 にお願いします。 本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (郷原委員)	議長。本日、午後 3 時から運営委員会を開催し、9 月総会議事日程につき審議したところ、次のように決定しましたのでご報告いたします。 議案第 18 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、取下げとなりました。 よって事務局より配布しております議事日程へ変更となります。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	次に、日程 第 1、報告 第 15 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、1 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 15 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、以降は着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、8 月 13 日から 9 月 10 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。

	資料につきましては、送付資料の1ページの番号1と、2ページの<u>整理番号1</u>の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年8月14日に相続により届出者が所有権を取得し、令和6年8月28日に専決処分いたしました。 以上1件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第16号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、6件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第16号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について8月13日から9月10日までに受理し処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の3～10ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、5ページの<u>整理番号1</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年9月2日に駐車場へ転用のため、令和6年8月26日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号2と、6ページの<u>整理番号2</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年12月15日に専用住宅へ転用のため、令和6年8月29日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号3と、7ページの<u>整理番号3</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年9月18日に専用住宅へ転用のため、令和6年8月29日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号4と、8ページの<u>整理番号4</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年11月20日に共同住宅へ転用のため、令和6年8月29日に専決処分いたしました。

	続きまして4ページの番号5と、9ページの<u>整理番号5</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年9月25日に店舗併用住宅へ転用のため、令和6年8月29日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号6と、10ページの<u>整理番号6</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年7月1日に共同住宅へ転用のため、令和6年9月10日に専決処分いたしました。 以上6件、賃貸借関係はありません。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第17号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、報告第17号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、8月13日から9月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の11～13ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 11ページの番号1と、12ページの<u>整理番号1</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年10月1日に専用住宅、共同住宅、公衆用道路へ転用のため、令和6年8月29日に専決処分いたしました。 続きまして11ページの番号2と、13ページの<u>整理番号2</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年9月9日に公衆用道路へ転用のため、令和6年8月26日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。

議長(平井会長)	次に、日程 第4、議案 第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第4、議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 14 ページの議案書、15 ページの議案第 16 号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 現在、耕作している土地について現地調査を行ったところ、一部、草木が繁茂され耕作されていない農地がありました。転借人に利用状況について確認したところ、今後、作付けの準備を行うことを確認しています。 15 ページの議案第 16 号参考資料をご覧ください。本件対象地の一部に柿の木があるため、地権者と農業会議、転貸人の三者同意のもと、柿の木が生えている部分を除く面積を現地にて農業会議が簡易測量し、本件の対象面積としています。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円で、年間 14,600 円となっています。転借人の農作業従事・見込み日数は年 250 日で、農業従事者 1 名と農業補助者 1 名で営農するとのことです。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の関根委員から補足説明をお願いします。
1 番（関根委員）	議長。1 番。9 月 19 日（木）午前 9 時より、平井会長、現況証明委員の石原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。ただし、現在、耕作中の借入地については、一部雑草が生えている状態でした。先ほどの事務局の説明のとおり、今後、草刈りを含め作業が行われる予定であることを確認しています。

	今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第 16 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第16号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 5、議案 第17号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 5、議案第17号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 はじめに、農地法第 3 条についてご説明します。 農業委員会研修テキストシリーズ 2 農地法の 6 ページをご覧ください。 農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第 3 条の許可を受ける必要があります。 次に、8 ページをご覧ください。 農地法第 3 条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件があり、これを満たした者でなければ許可することができないものです。 それでは、議案第 17 号について、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。 ～お手元の送付資料16ページの議案書、17～23ページの議案第17号参考資料をご覧ください。 17 ページ参考資料①の白抜きの太枠内の土地が、本件の対象地となります。斜線地は現在、申請人が耕作している土地です。 本件は、議案書記載の申請者から、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。 許可にあたっては、テキストの 8 ページに記載のとおり、個人の基本要件である、①全部効率要件 ②農作業常時従事要件 ③地域との調和要件 の 3 つを満たしていることが条件となります。 まず、9 ページに記載されている<u>全部効率要件</u>についてご説明します。 これは、権利を取得しようとする者が、現在耕作している土地を

	含めてすべてを効率的に耕作できるかを判断するものです。 申請人は、自己所有地及び賃借権の設定を受けている土地について問題なく耕作し、自然薯、枝豆、ジャガイモ等の作付けを行っており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。 次に、テキスト 10 ページをご覧ください。 3 の農作業常時従事要件についてですが、申請人が農作業に従事する日数が 150 日以上であることを確認するものです。 従事者のうち、申請者が年 300 日従事しているとのことで、要件を満たしています。 最後に、テキスト 10 ページに記載の 4 地域との調和要件についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。 こちらについても、農薬の使用方法は周辺の農地の利用状況に合わせることで、また当該取得地への通行に関して隣接土地所有者の同意を得ていることなど、周囲の畑への影響はないことを現場で確認しているため、支障はないと考えられます。 続いて、送付資料 20 ページにお戻りいただき、議案第 17 号参考資料④「営農計画書」をご覧ください。 営農計画書には「申請地の取得後 3 年間の作付予定」と「現在の営農計画書」、「これからの営農計画」などを記載しています。また、送付資料 21、22 ページの議案第 17 号参考資料⑤、⑥には、地番別の営農計画について、記載していますので、ご覧ください。 農業者の観点から、営農計画書をご覧ください、ご審議いただければと思います。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
2 番 (石原委員)	議長。2 番。9 月 19 日 (木) 午前 9 時より、平井会長、現況証明委員の関根委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 鎌倉山、葉山町にある自作地および横須賀市にある借入地の耕作状況を確認したところ、現在は、自然薯、枝豆、ジャガイモ等の作付けが行われておりました。 耕作状況は特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第17号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第17号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第6、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。 諸般の報告1、農地パトロールの結果報告について、報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを9月11日(水)に農業委員3名、農業委員会事務局2名、開発審査課1名、都市調整課1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計8名で実施しました。 違反地については、「諸般の報告1参考資料」のとおりです。 ①の[]の違反地については、現在是正に向け作業を行っておりますが、現在は[]の社長から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。 ②[]及び③[]所有地について、特段前回のパトロールから現状の変化は見られませんでした。 今回の農地パトロールは、11月に、農業委員3名、農業委員会事務局2名、市の開発審査課職員2名、同じく都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計9名で実施予定です。 対象の委員は、3番 小島委員、4番 小泉委員、5番 小川委員にお願いします。 日程は、11月28日(木)9時30分からを予定しております。なお、実施の通知につきましては、本日対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。 ご協力よろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告2、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 9月9日(月)に関谷の圃場にて冬瓜、かぼちゃ、バターナッツの収穫とジャガイモの作付け作業を行いました。 作業に御協力いただいたみなさま、ありがとうございました。 収穫した作物につきましては、市内の保育園及び小学校の給食に提供させていただきましたので、ご報告いたします。 今回の作業日程につきましては、当初の予定では10月8日(火)でしたが、残りの冬瓜の収穫になるため、日程変更させていただきましたので、10月22日(火)に、冬瓜の収穫及び除草剤散布を行う予定です。

	Aグループの皆様（和田委員、三橋委員、郷原委員、関根委員、小島委員）は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。本日対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。 なお、日程変更に伴いAグループの皆様でご都合の悪い方はいらっしゃいますか。 また、除草剤の散布を合わせて行いますので、大変恐縮ですが、石原委員、小泉委員にもご協力よろしくお願いいたします。 当日は関谷の圃場に午前9時30分現地集合で、11時30分頃までの2時間の作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は、24日（木）に延期とします。 当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願いいたします。 次に、諸般の報告3、次回の総会は、10月25日（金）午後3時30分からで、会場は鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和6年度第6回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長 平井 信男	
議事録署名委員 6番 落合 三幸	
議事録署名委員 8番 工藤 智和	